10月分　　No.7

件　名	受動喫煙防止への取り組みについて
受付日	令和３年１０月１１日
ご意見・ご提案の概要	駐車場などの目の行き届きにくい所での受動喫煙防止への取り組みをより強化し、禁煙治療に対する助成などを実施してはどうか。
県の考え方	健康増進法において、会社や飲食店等の施設での受動喫煙対策が義務化されていますが、駐車場などの屋外での喫煙は、学校や病院等を除き規制されていません。 一方で、国民には望まない受動喫煙を防止するよう配慮する義務が規定されていることから、岐阜県では「ヘルスプランぎふ２１」や「岐阜県がん対策推進計画」において受動喫煙防止や禁煙対策の推進を掲げ、まずは、県民の皆様に理解を深めていただけるよう、周知啓発、相談や指導を中心に取り組んでいるところです。 また、既にいくつかの市町村において禁煙治療に対する助成制度を実施しています。
担当課	健康福祉部　保健医療課